



わくわく

2016年6月号

第110号

たより

暑くなってきましたね。雨が降っている日は少し涼しいですが、日が出ていると、もう夏本番のような陽気の時もあります。今年は史上最も暑くなる予想だそうで、聞くだけで、ちよとうんざりしますが、それでもまだ「夜は涼しいので、助かります。



とって暑かった日の夜、いつもはエアコンをつけるのですが、ちよと外に出てみると、けっこうひんやりして気持ち良い！ふと、去年やり残していた花火があることを思い出して、忘れられてに小さな火花を見ながら、しばらく涼みまいた。おかげで暑さも忘れ、その日は気持ち良く眠りにつくことが出来ました。

これまで、暑いとすぐエアコンに頼っていた私。これからは少し工夫して過ごしてみようと思いました。(売買 大石)



「夏至」

夏至は1年で一番昼間の時間が長い日で、この日を過ぎると暦の上では本格的な夏を迎えるという意味です。今年は6月21日です。冬至にはカボチャを食べますが、夏至の日は地域によっては、イチジク田楽を食べたり（愛知県の一部地域）タコを食べたり（関西の一部地域）する等の風習があるようです。

海外に目を向けると、北の最果て、ヨーロッパの北側、フィンランドやスウェーデンやノルウェーといった北欧では夏至は特別な日のようです。

北欧は緯度の関係で、もともと日照時間が短い地域なので一年で最も日照時間が長い夏至はとてありがたい日とのこと。この日は夏至祭りが開催され、国によっては祝日になるそうです。いいですね、日本では6月は祝日がないので「夏至の日」として祭日にしてほしいです。



『平成28年度税制改正③』

今回は平成28年度税制改正大綱の中で、住宅ローン控除等に関する改正、居住用財産（マイホーム）の特例適用期限延長について説明致します。

◆住宅ローン控除等の適用範囲の拡充

平成28年4月1日以後、非居住者が非居住期間中に住宅の新築・取得又は増改築等をした場合でも、住宅ローン控除等が適用できるようになりました。

これにより、海外転勤をしていた人や海外に住んでいた人が、帰国するため日本に住宅を購入したり、日本に所有する住宅をリフォームする際、住宅ローン控除等を適用できるようになります。

対象となる制度は以下のとおりです。

- ・住宅借入金等を有する場合の税額特別控除（所得税・住民税）
- ・特定の増改築等をした場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（住宅ローンあり）
- ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（自己資金による）
- ・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除等

◆居住用財産（マイホーム）の特例適用期限延長

下記の所得税・住民税の特例が平成29年12月31日まで延長になりました。

- ・特定居住用財産の買換え・交換特例
→特定のマイホームの買換え等にあたり譲渡益が生じた場合
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
→マイホーム買換え等で譲渡損失が生じた場合
- ・特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
→マイホームを売却しても住宅ローンが残り、譲渡損失がある場合



無料進呈中

知らないと損をする！

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか？～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。

- 引越越し 住宅ローン
- 税金
- 自己資金 資金計画



ニャンとなく お家探しはサービス1番の当社へ

TEL 0246 (27) 0331

